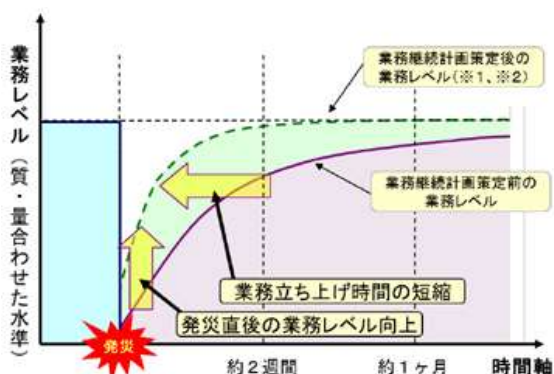


八尾市業務継続計画＜災害対策編＞の策定について

1. 八尾市業務継続計画の特徴

(1) 八尾市業務継続計画策定の目的

大規模災害の発生時には、市民のみならず市役所自体も被害を受けることが想定される。大規模な地震等の発生により市役所機能が低下し、人的資源及び物的資源が制限される中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護するために、迅速に災害対応業務を開始するとともに、市民生活への影響を最小限とするよう、可能なかぎり早期に市役所機能を回復させることを目的として「八尾市業務継続計画」（以下「業務継続計画」または「本計画」という。）を策定する。



業務継続計画の効果

- ① 業務立ち上げ時間の短縮
- ② 発災直後の業務レベルの向上
- ③ 災害対応業務のために必要な人的資源の有効活用（配分）

（資料）「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」内閣府（防災担当）

(2) 地域防災計画との関係

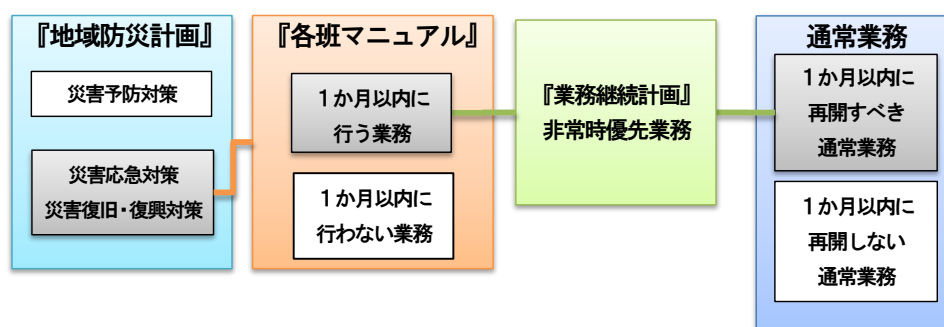
地域防災計画は、市域の災害予防、災害応急対策及びその事前対策、災害復旧・復興対策について行う事項を定めている。

一方、業務継続計画は、災害対応業務及び災害時であっても継続が求められ、早期に再開すべき通常業務を的確に実施するために、地域防災計画において定める細部計画の一つとして、本市が独自に定めるものである。

業務継続計画において、本市が非常時に行うべき業務の優先順位等を定めるとともに、業務遂行のために本市が必要とする人的・物的資源の確保の方策についても定めることで、地域防災計画の実効性を担保する。

(3) 業務継続計画の対象

本計画の対象期間は、原則、災害発生後1か月までとする。本計画で対象とする業務は、災害対応業務及び1か月以内に再開する必要がある優先度の高い通常業務である。上記の2つの業務を合わせて「非常時優先業務」と定義する。



(4) 計画の発動条件

○基本的な基準

本計画の発動基準は、八尾市地域防災計画で定める 5 号配備の基準とする。

- 震度 5 強以上を観測した時
- 特別警報が発表された時又は発表が予測される時
- 大規模の災害が発生し又は発生するおそれがある時
- その他必要によって市長が 5 号配備を指令する時

2. 想定災害

本計画では、八尾市地域防災計画の中で最大規模の災害として想定されている生駒断層帯地震の発生を想定する。なお、生駒断層帯地震は、被害が最大規模なだけではなく、突発的に発生することから、その他の自然災害発生時等にも応用する。

【生駒断層帯地震発生時の八尾市における被害の想定（府実施）】

項目		被害想定
建物全半壊棟数	全壊	30,402 棟
	半壊	18,381 棟
	合計	48,783 棟
出火件数		23（45）件
死傷者数	死者数	1,370 人
	負傷者数	4,891 人
避難所生活者数		58,679 人
ライフライン	停電	88,397 軒
	ガス供給停止	107 千戸
	水道断水	24.4 万人
	電話不通	60,480 加入者

注）出火件数は夕刻発生地震後 1 時間の件数、（ ）は 1 日の件数
死者、負傷者数は建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率 1% 風速）によるものの合計

出典：八尾市地域防災計画 第 1 部（抜粋）

3. 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の選定・実施方針

本市では、生駒断層帯地震が発生すると、甚大な被害が発生することが想定され、発災直後は災害対応に全市的に取り組む必要があると考えられることから、非常時優先業務の基本的な考え方は、次のとおり設定する。

- ◎市民・職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する。
- ◎市民の命をつなぐための災害対応業務を最優先する。
- ◎発災直後は、一旦、通常業務を停止する。

(2) 非常時優先業務の選定基準

上記をふまえ、非常時優先業務の選定基準を定める。選定基準は、発災後の時間区分によって変化するため、業務継続計画の対象期間である 1 か月を 6 区分に分け、それらの時間区分ごとに選定基準を設定する。

【時間区分に応じた非常時優先業務の選定基準】

局面 (体制)	時間区分	非常時優先業務の選定基準
第1-1局面 (レッド1)	地震発生から 発災後3時間まで	○市としての初動体制を確立するための業務 ○早期に再開すべき通常業務 ○人命救助活動
第1-2局面 (レッド2)	発災後3時間から 発災後24時間まで	○市としての初動体制を確立するための業務 ○人命救助や被災者の支援に係る業務
第2局面 (オレンジ)	発災後24時間から 発災後72時間まで	○人命救助や被災者の支援に係る業務 ○最低限の避難生活の確保
第3局面 (イエロー)	発災後72時間から 発災後7日まで	○引き続き、最低限の避難生活の確保 ○7日以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に 重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務
第4局面 (グリーン)	発災後8日から 発災後14日まで	○避難生活や被災者の生活の環境改善 ○窓口行政機能の段階的回復 ○まちの復旧にむけた準備の開始
第5局面 (通常)	発災後15日から 発災後1か月まで	○まちの復旧に注力 ○通常業務の段階的再開

4. 業務継続体制の現状と対応策

(1) 人的資源

① 参集予測

全職員を対象とした職員参集状況調査票から、業務時間外に発災した場合の参集率を以下のように想定した。(一の位を四捨五入している。)

	3時間 以内	24時間 以内	72時間 以内	7日 以内	14日 以内	30日 以内
参集率	10%	70%	90%	90%	90%	90%

② 人的資源の確保策

平常時からの取組
○災害時における職員自身及び家族の安全確保の方策(安全な避難場所、避難ルート)をあらかじめ定めておく。また、自宅からの参集手段、参集ルートについて確認するとともに、参集時に必要なものを袋に入れる等の準備を行う。
○他都市等からの応援職員を円滑に受け入れるため、各班マニュアルのほか、非常時優先業務を実施するために必要な通常業務のマニュアルを作成しておく。また、他都市からの応援職員を円滑に受け入れるための対策として、受援計画を策定する。
職員及び職員の家族の安否確認
○職員は安否確認システムで確認を行う。
○勤務時間内に災害が発生した場合等は、職員は、家族の安否確認を「災害用伝言ダイヤル(171)」や「災害用伝言板(web171)」、SNS等で行う。
被災状況等にあわせた職員の再配置調整
○各班、各課は、業務が集中し職員が不足することが想定される場合は、動員受援・職員管理班に連絡し、職員の再配置を検討する。
外部人材の活用
○正規職員以外に、他都市職員・本市OB職員の活用、災害対応業務の外部委託、臨時職員の雇用、ボランティア・NPO等との連携等により、外部人材を可能な限り活用する。
人的資源の有効活用のために(健康管理)
○災害対応業務が長期間に及ぶ場合、職員の健康を維持するために、動員受援・職員管理班は健康管理やメンタルヘルスケアを行う。

(2) 業務執行環境の確保対策

庁舎	○各庁舎の代替施設の確保 ○各庁舎の建て替え等 ○応急対策に必要な資源等の確認 ○非構造部材の耐震化
電力	○電力供給の優先順位を事前に明確化 ○非常用発電機等の起動訓練の実施 ○災害時における非常用電源の燃料供給協定の締結 ○各所属における節電ルールの徹底 ○防災拠点施設に非常用発電機を整備
公用車の燃料	○公用車のガソリン給油基準の見直し ○給油状況の確認 ○協定の締結
職員用飲料水及び食料	○職員用飲料水・食料の備蓄 ○流通備蓄の確保
職員用トイレ	○職員用の簡易トイレ・便袋の確保
通信手段	○災害時優先電話の電話番号の非公開 ○多様な通信手段の確保 ○多様な通信手段の電源確保 ○通信事業者の所有する通信の活用
重要な情報の保護	○電子化された行政データの確実な保管
情報システム	○サーバ障害発生回避等未対応システムにおける事前対策の推進 ○各端末の耐震化等の推進
パソコン	○災害発生時用のパソコンの確保
資金及び支払システム	○災害対策用予算作成の対応 ○指定金融機関との協議
消耗品の備蓄	○トイレットペーパーの確保 ○用紙類の確保 ○他に災害時に必要な消耗品類の確保

5. 業務継続体制の向上

(1) 業務継続計画の継続的な改善

本計画は、一定の前提を踏まえて検討・策定したものである。今後、前提条件の変化にも対応しつつ、訓練や実際の災害対応の経験等を通して、計画の点検・見直しを行う業務継続マネジメント（BCM）を推進し、計画の実効性を高めていく。

本市では、地震対策の迅速かつ的確な推進を図るため、危機管理課を中心に全庁的な取り組みとして、PDCAサイクルに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続力の向上を図ることとする。



【業務継続計画の継続的な改善のイメージ図】

(2) 対応策の推進、研修・訓練の実施

業務継続計画の実効性を確保し高めていくために、災害発生時に備えた対応策を推進するとともに、市職員に対する研修・訓練を実施していくことが重要である。

(3) 関係機関・協力事業者へのBCPの普及

大規模災害時に本市の業務を円滑に実施するためには、本市だけではなく関係機関、民間事業者もBCPを策定していることが望ましく、関係機関へのBCPの普及の促進・啓発を行う必要がある。